

クイズで学ぼう! お金のイロイロ(答え)



答えは

A ②550万円

財形貯蓄のうち、財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄は、利子などに課税されずに積立することができます。非課税となるのは、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄のいずれも元利合計550万円までです(ただし、財形年金貯蓄を保険型商品で行う場合は払込保険料累計額385万円までが非課税となります)。財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄の両方に加算する場合も、合計で550万円までが非課税です。どちらも目的外の払戻しをする場合は課税されます。

高知県金融広報委員会では、みなさんの企画した講演会、講習会、勉強会にお邪魔して講師を務める「金融広報アドバイザー」を無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、以下の先までお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局(日本銀行高知支店総務課内) TEL:088-822-0114

消費生活センター便り

個人情報の削除を
持ちかける電話に注意!

消費生活センターなどの公的機関をかたり、「あなたの個人情報が登録されているので、削除しましょう」と持ちかけて、お金をだまし取ろうとする事例について、相談が寄せられています。手口は複数の人物が登場する「劇場型」で、高齢の女性からの相談が多いのが特徴です。



(相談事例)

消費生活センターの職員を名乗る男から電話があり、「あなたの名前がリストに載っている。削除することができるA氏を紹介する」と言われた。間もなくAから「削除の費用を立て替えたが、あなたが自分で支払ったことにするように」と連絡があった。その後、Bという男から電話があり、「削除費用を振り込んだか」と聞くので、Aの指示どおり「自分で支払った」と言うと、Bに「自分で支払っていないことは分かっている。あなたのしたことは詐欺だ。警察沙汰になりたくなければ、今200万円振り込め」と脅かされ、お金を引き出す郵便局を指定された。(80代女性)

このほかにも、お金を請求された後で「誰にも言うな」と口止めされた。「裁判にする」と脅かされ、500万円を支払う約束をしてしまったというケースもありました。

公的機関の職員が、このような電話をすることはありません。相手にせず、きっぱりと断りましょう。また、現金を宅急便で送らせる手口も増えていますが、いったん送金すると取り戻すことは困難です。指示されても、絶対に従ってはいけません。不審に感じたときは、消費生活センターに相談してください。

親切を装って近づいてくる悪質な手口を見破ることは、高齢者にとって容易ではありません。周囲の方は、何か変わった様子がないかなど、気にかけてあげましょう。



消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

ホームページ

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

☎088-824-0999

相談受付/日~金 9:00~16:45

休所日/土・祝日・12/29~1/3

※日曜日も相談を受け付けています。